

日本色彩学会賛助会員功労賞規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という。）の定款第4条に定める事業の実施において貢献度の高い本学会の賛助会員（個人および法人）を表彰する、一般社団法人日本色彩学会賛助会員功労賞（以下、賛助会員功労賞という。）について規定する。

(賞の性格)

第2条 賛助会員功労賞は、賛助会員として日本色彩学会の発展に寄与した功績を表彰するための賞とする。

(候補者の推薦)

第3条 理事会および賛助会員検討委員会は、賛助会員功労賞を授与するに相応しい受賞候補会員を推薦することができる。

2 推薦者は、推薦理由を記した書面をもって、会長に申し出るものとする。

(審査)

第4条 理事会は、賛助会員功労賞受賞候補会員の推薦を受理した後、受賞候補会員の資格および功績を審査し、受賞の可否を決定する。ただし、受賞候補会員が理事である、または理事が所属する法人である場合には、その理事は審査に関与できない。

(表彰)

第5条 表彰は、日本色彩学会全国大会において、会長が行う。なお、賛助会員功労賞の表彰は、日本色彩学会誌に公示される。

2 賞として表彰状を贈呈する。

(規定の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、2023年（令和5年）5月27日から施行する。

一部改正 2025年（令和7年）12月13日